

## 立正大学ユニデンスA館短期宿泊施設利用心得

立正大学ユニデンスA館短期宿泊施設（以下、短期宿泊所という。）の利用者は「立正大学ユニデンスA館短期宿泊施設利用要領第9条」に基づき、下記の心得を遵守することになっています。

この心得で禁じられた事項をお守りいただけない場合は、同要領第10条により宿泊および継続をお断りさせていただきます。

### 記

1. 廊下および部屋内で暖房用、炊事用などの火気およびプレス用のアイロンなどを使用しないこと。
2. 室内および廊下は禁煙です。タバコは指定の喫煙所にて吸うこと。
3. 大声を発したり大きな声で歌ったり、他人に嫌悪感を与えたり、他人に迷惑をおよぼすような行為をしないこと。
4. 廊下および部屋内に次のような物を持ち込まないこと。
  - (1) 動物、鳥類。
  - (2) 著しく悪臭を発する物。
  - (3) 著しく多量な物品。
  - (4) 火薬や揮発油など発火あるいは引火しやすい物。
  - (5) 銃砲、刀剣類。
  - (6) 安全性に問題のある飲食料品等。
  - (7) その他、違法な物や他人に迷惑を及ぼす物。
5. 廊下および部屋内で、賭け事や風紀をみだすような行為をしないこと。
6. 外来者を部屋に引き入れたり、部屋内の諸設備、諸物品などを使用しないこと。
7. 廊下および部屋内の諸設備、諸物品をその目的以外の用途に充てないこと。
8. 部屋内の諸物品を短期宿泊所の外へ持ち出したり、他の場所に移動したりしないこと。
9. 短期宿泊所の建築物や諸設備に異物を取りついたり、現状を変更するような加工をしないこと。
10. 短期宿泊所周辺で、花火・焚火等をしないこと。
11. 短期宿泊所の外観をそこなうような品物を窓に掛けないこと。
12. 短期宿泊所内で他の宿泊者に広告・宣伝物を配布するような行為をしないこと。
13. 廊下やロビーなどに靴やその他の所持品を放置しないこと。
14. スリッパで室外にでないこと。
15. 宿泊日数を変更する場合は、フロントに前もって連絡すること。
16. 宿泊日数を延長する場合は、部屋の有無を確認の上、所定の手続きを得て利用すること。
17. フロント業務は午前8時～午後9時まで。
18. 正面玄関等扉の施錠は、午後11時に行います。

なお、特別な事由で午後11時を過ぎる場合は、正面玄関脇の通用口を利用すること。
19. その他、前項を含めてフロント・管理人の指示に従うこと。

以上